

平成28年3月31日

## 土木工事共通仕様書に定める保安施設設置基準の改定について お知らせ

岡山県土木部

「岡山県土木工事共通仕様書 2 施工管理編 [5] 保安施設設置基準」を平成28年4月1日から改定しますので、お知らせします。

### I 保安施設設置基準の改定

1 改定日 平成28年4月1日

【参考】岡山県土木工事共通仕様書 2 施工管理編 [5] 保安施設設置基準  
: <http://www.pref.okayama.jp/doboku/gikan/koujishiyousyo2804/2-5/5.pdf>

### II 改定の主なポイント

1 工事看板のデザインのリニューアル  
公共工事に対する理解を深めるため、「何の工事を」「どのような目的で実施しているのか」をより分かりやすく県民の皆様にお知らせします。

※工事看板については、当分の間は移行期間として、旧基準の適用も可とします。  
※建設業者の皆様におかれましては、建設業のイメージの向上のため、新デザインの看板の積極的な使用にご協力をお願いします。

【参考】工事看板のリニューアルに関するページ  
: <http://www.pref.okayama.jp/page/459323.html>

2 保安施設設置標準図の変更  
一般車両に工事箇所存在を早期に認識させ、事故の際に被害の軽減を図るため、矢印板を、バリケードの5～10m程度手前に設置するよう改定します。

#### 岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

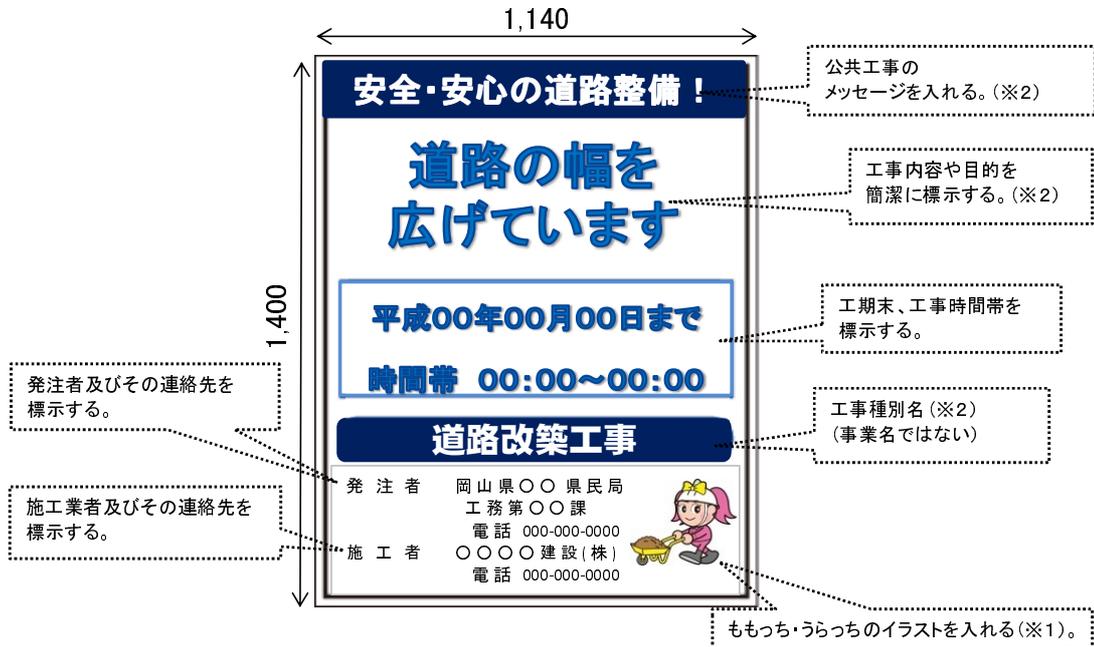
県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp>) から → 画面左上の [組織で探す] をクリック → [土木部] をクリック → [技術管理課] をクリック

#### 【問合せ先】

土木部 技術管理課技術指導班 TEL 086-226-7460

# 岡山県土木工事共通仕様書 保安施設設置基準の改定

## 1 工事看板のリニューアル

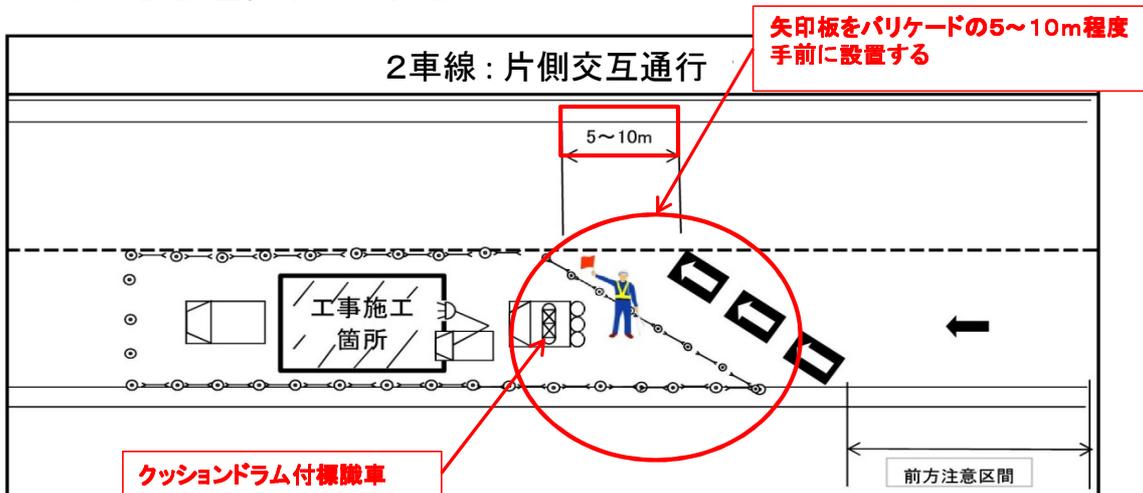


※1 ももっち、うらっちのイラストは必須ではありません。  
地域住民に対し、公共工事に親しみを持っていただくためにイラストの積極的な活用をお願いいたします。

### ※2 公共工事のメッセージ、工事内容の表記例

区分	主な工種	公共工事のメッセージ	工事内容	工事種別名
(例) 道路工事	現道拡幅工事	安全・安心の道路整備！	道路の幅を広げています	道路改築工事
道路工事	歩道設置工事	安全・安心の道路整備！	歩道を新しくつくっています	歩道設置工事
河川工事	築堤工事	水害に強い県土づくり	堤防の高さを上げる工事をしています	河川改修工事
砂防・防災工事	砂防工事	安全・安心の土砂災害対策！	砂防えん堤をつくっています	土石流対策工事
砂防・防災工事	災害復旧工事	災害の早期復旧！	〇〇を復旧しています	災害復旧工事
港湾工事	海岸(護岸)工事	安全・安心の海岸整備！	海水の浸入を防ぐ工事をしています	海岸(護岸)工事

## 2 保安施設設置標準図の改定



## 平成28年度の工事看板の改定について よくある質問（FAQ）

Q1 工事看板の改定は、いつから行われますか。

A1 平成28年4月1日以降に入札公告、指名通知及び随意契約を実施するための見積徴取を行う工事が対象となります。ただし、当分の間は移行期間として、旧基準の適用も可とします。

Q2 平成28年3月31日以前から設置している看板はどうすればよいでしょうか。

A2 新看板にわざわざ更新する必要はありませんが、新たに看板を追加する場合は、可能な限り新様式の看板でお願いします。

Q3 新看板はどのような内容になるのでしょうか。

A3 県民の方に、公共工事に対する理解を深めていただくため、メッセージや工事内容を記載するようリニューアルしました。  
また、建設工場の魅力向上を図るため、「ももっち」「うらっち」のイラストを活用することとしました。

Q4 「ももっち」「うらっち」を看板に入れるのは、必須なのでしょうか。

A4 「ももっち」「うらっち」が入った看板は、必須ではありません。  
建設工事の魅力向上のため、工事看板に活用することとしておりますので、ご協力をお願いします。

Q5 新看板設置には費用がかかりますが、設計計上されていますか。

A5 メッセージや工事内容を記載する部分については、通常の共通仮設費率において計上されています。  
なお、「ももっち」「うらっち」のイラスト挿入費用については、建設工事の魅力向上にご協力をお願いするものですので、設計計上は行いません。

Q6 「ももっち」「うらっち」の活用は、工事成績でのイメージアップの対象となりますか。

A6 「ももっち」「うらっち」のイラスト挿入については、建設工事の魅力向上にご協力をお願いするものですので、工事成績評定への加点等はありません。

Q7 「ももっち」「うらっち」が入った看板を作るには、どのような手続が必要でしょうか。

A7 技術管理課のHPに記載しているデザインを使用される場合は手続は不要です。  
ただし、看板販売等を目的にカタログに掲載される場合や独自のデザインの看板を作成される場合は、所定の手続が必要になります。

Q 8 工事看板のメッセージは、必ず「別添－3 工事看板標示例」に示されているものから選ばなければならないのでしょうか。

A 8 標示例を限定するものではありませんので、必要に応じて監督員と協議してください。